

住民監査請求監査結果

(つくばみらい市市長交際費の返還請求等に関する件)

つくばみらい市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成19年6月25日である。

3 請求の内容

(1) 請求人提出のつくばみらい市職員措置請求書による請求の内容は次のとおりである。

つくばみらい市長に関する措置請求の要旨

請求の要旨

平成18年度、市は市長交際費として157万4,380円を支出している。

合併後4月8日に市統計調査員の実母葬儀への香料5,000円を最初の支出として翌年3月迄、香料として57件・42万9,000円、祝儀として34件・39万5,000円、会費として51件・50万円、賛助金として3件・6万5,000円、見舞金として6件・4万円、餞別その他として11件・14万5,380円、合計162件である。これらは以下の理由からその多くが違法又は不当な公金の支出であるから、請求人は監査委員が厳正な調査の上、市に対し市長が不当支出を返還する等の必要な措置を講ずるよう勧告するよう求める。

1) 市民オンブズマンいばらき」は平成14年8月に県下全自治体に要望書を提出し、首長交際費の減額と支出基準見直しを求めている。秘書広聴課の職員も実見した記憶があるとの事であり、この基準に誠実に対応した筑西市では(当時下館市人口約6万)500万円に対し370万円の執行であった平成15年から年々削減されて来、合併で3町1市約11万人強となった昨年の結果でも320万円の予算に対し実質160~170万円の執行に納まっている。人口約4万3,000人の当市が予算200万に対し157万円余執行したのは明らかに過剰であり、財政健全化が喫緊の課題である現状を直視せず、税金を恰も有権者への供応に使うがごとき極めて不当な支出と言わなければならない。近隣自治体を参照しても、人口約5万の守谷市は平成17年度56万余の支出、18、19年度の予算は130万円。取手市(合併後人口11万余)は17年度121万余の支出18、19年度予算は150万に過ぎない。

2) 自治用語辞典では「長その他執行機関が対外的折衝に必要な時支給される経費」と交際費を説明している。では添付資料の香料57件の内、45番の行政協力員の義母への香料のどこが対外的折衝に当たるのか?30番同じく行政協力員の夫の母は対外的に市にとってどうして必要なのか。38番同の母、53番同の父は、市統計調査員の母、納税協力員の母は?以上を精査すると対外的に妥当と思われるものは辛うじて県知事の母と市議会議員への香料としての2件のみで、他に5件は容認すべき範囲にあると

言って言えないこともないが漫然と旧習に陥り、貴重な税金を費消する秘書広聴室の取り巻き茶坊主体質を勘案すると残り 50 件と共にその全てが不適切不当な支出と言わざるを得ない。この全額の返還を要求する。

因みに同時期支出された議長からの供花香料は 7 件 11 万 5 千円のみであり、市との歴然たる差が明らかであり、補助金からも出し結果的に幾重にも香料を受けていた行政協力員の組織である区長会は先の監査を受けて慶弔規定を全廃し襟を正している。これらは監査委員周知の事でなければならない。

3) 祝儀についても同様に商工会の慰安旅行のどこが対外的交際、必要な対外的折衝にあたるのか市民常識とは到底相容れないものである。区長会視察研修が補助金の不当支出であると是正措置を命じた先の監査結果でも文中に「市長の会費」「市長の食事代」等といかにも正当な支出であるかのように記述しているが、形式だけとはいえ一部を自己負担した区長の参加費や区長会長の祝儀と混同してはならない。いかにも自己負担の如く仰々しく誤読を誘導しているがこれらの「市長の会費・食事代」もれっきとした公金であり倍加して不当であると言わなければならない。市職員の結婚が、市議会議員ご子息の結婚が、何故対外的交際と判断されて祝儀が公金から支出されるのか、私的な祝意を表明するのであれば私的に支出すべきであり、言うまでもなく公職選挙法に抵触する行為であるから高年クラブ連合会新年会、絹の台祭り、伊奈将友会への祝儀等 34 件の全てを不当な、地元への脱法的な選挙運動と看做してその全額 39 万余の返還を求める。

4) 会費と区分されたものもその殆どが(市内の)消防団、協会伊奈支部、商工会等対外的交際とは認められない。特に連日の如く建設土木業界と自治体首長等の汚職が報じられる中、商工会建設業部会の総会、懇親会にいそいそと出席するなど感覚の鈍磨との謗りを免れるものではない。季下に冠を正さずという言葉を進呈するので拳々服膺する事をお薦めする。県南地区の対外的交際としていかにも妥当性を装って見えるものも、例えば 128 番「県南市町村長懇親会」を精査すれば、土浦市の「霞月楼」にて会費 2 万円で 14 市町の首長が公用車を待機させつつ飲食したコンパニオンつき宴会であって、判例を引きつつ是認した先の「社会通念上相当な儀礼の範囲」「裁量権の濫用にはあたらない」懇親会経費たる 1 人当たり 5 千円の費用をも逸脱している。ことほど左様に全ての懇親会は腐臭を纏いいがわしさを帯びるのであり、対外的折衝として明瞭に市民に説明できないのであれば参加すべきでなく、貴重な公金を会費として飲食することは喻え金額が少なくても市民の理解は得難いのである。尚、関係資料の開示の要求に対し、事務方を担当した県南総合事務所副所長はこれらの事実を公表する事を氏名不詳の関係首長に止められたと証言し、資料提供を愚かにも拒否した。内容をうやむやにするよう圧力をかける首長達が集まって何を懇談したというのか大いに疑問である。

また金額が少ないとはいえ 140 番建国記念の日県民大会への支出は、案内状から容易に神社で挙式される事が判断されるのであるから公的支出に馴染むものとは考えられない。宗教的行事への支出はオウム眞理教であれ、神社神道であれ、イスラム教であ

れ公金から関与すべきではない。

5) 見舞金・その他についても民生委員，行政協力員，区長会懇親会等対外的交際とは認め難い。伊奈地区，谷和原地区のゴルフ大会がどのような対外的折衝にあたるのか理解できないが，これを仮におべっか使い役人と阿諛追従市民の連係プレーと置き換え，不潔に慣例化された招請に応じた，不当な公金ばらまきの人気取り支出と考えるなら説明できなくもないとは言える。補助金交付 受給御礼 宴会招待 来年もよろしく 判った判ったと 癒着というべき事例に該当するものが少なくとも 11 件はありこれらは対外的交際とは到底認められない。県選出国会議員の出版記念会等対外的に必要なとは言えず不要不急の支出である。

尚，139 番県南政経懇話会会費については事務方から資料請求の説明時，平成 19 年度から支出しない旨表明があり遅きに失したとはいえ当然の処置である。

6) 仄聞する所によると，市は分譲住宅の名義書換料について地主会との交渉において「財政事情の厳しい折から」事務費として 13 万円を取得し続けたいと主張している様である。しかし財政事情を言挙げするのであれば本請求に見られるような無駄を謙虚に見直すことが先決であろう。一方で年間 51 回以上もの宴席に侍りながら，何が厳しい財政か。先のテレビ放送における「(コンパニオンがいたかどうか)さあ，あまり記憶がありませんな」と僅か半年前の事をそらとぼける態度といい，容認しがたいものがある。もし仮に本当にコンパニオン，芸者の同席を認識できない程劣化しているのであれば 130 数億もの財政を執行する資格が疑われるところである。

上記の通り地方自治法第 242 条第 1 項の規定により，別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。

(2) 請求書に添付された事実を証する書面

添付資料

- (ア) 18 年度市長交際費支出一覧表
- (イ) 同 議長交際費支出一覧表
- (ウ) 補助金受給団体等の懇親会への出席例
- (エ) 平成 19 年 4 月 6 日放送のテレビ朝日番組録画テープ

4 請求の審査

要件審査の結果，本件請求は，地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め，平成 19 年 7 月 9 日受理し監査することを決定した。

平成18年度市長交際費支出一覧表

	執行 期日	区 分	件 名	相手先（代表者等）	金 額 （ 円 ）	添 付 書 類
1	4/8	香料	市統計調査員の実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
2	4/10	香料	市消防団員の実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
3	4/13	香料	守谷市議会議員葬儀香料	施主 親族	10,000	-
4	5/19	香料	市職員の実父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
5	5/29	香料	市職員の義父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
6	5/31	香料	市職員の実父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
7	6/4	香料	市職員の実父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
8	6/6	香料	市議会議員の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
9	6/7	香料	取手市長の実父香料	施主 親族	5,000	-
10	6/12	香料	市農業委員の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
11	6/13	香料	旧臨時職員の葬儀香料	施主 親族	5,000	-
12	6/25	香料	市職員の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
13	6/27	香料	市食生活改善推進員葬儀香料	施主 親族	5,000	-
14	7/17	香料	市民生委員葬儀香料	施主 親族	10,000	-
15	7/18	香料	市議会議員葬儀香料	施主 親族	20,000	-
16	7/18	香料	市議会議員葬儀花輪代	施主 親族	15,000	-
17	7/19	香料	市職員の実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
18	8/8	香料	市職員の実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
19	8/16	香料	市行政協力員実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
20	8/21	香料	市農業委員葬儀香料	施主 親族	20,000	-
21	8/21	香料	市農業委員葬儀花輪代	施主 親族	10,000	-
22	8/29	香料	県知事の実母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
23	9/9	香料	市職員同居の養母葬儀香料	施主 親族	10,000	-

24	9/9	香料	市職員同居の実父葬儀香料	施主 親族	10,000	-
25	9/13	香料	市職員同居の祖母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
26	9/13	香料	市納税協力員同居の母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
27	9/29	香料	市行政協力員の同居の義父葬儀香料	施主 親族	3,000	-
28	10/11	香料	(株)アパ-クつくば代表取締役社長葬儀香料	施主 親族	5,000	-
29	10/15	香料	市職員の同居の祖母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
30	10/24	香料	市行政協力員の夫の母(同居)葬儀香料	施主 親族	3,000	-
31	11/9	香料	市消防団員の祖父葬儀香料	施主 親族	3,000	-
32	11/11	香料	市職員の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
33	11/22	香料	市職員の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
34	11/26	香料	市職員の義父(同居)葬儀香料	施主 親族	10,000	-
35	11/26	香料	市納税協力員の母(同居)葬儀香料	施主 親族	5,000	-
36	12/12	香料	市統計調査員の実父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
37	12/17	香料	県議会議員葬儀香料	施主 親族	10,000	-
38	12/20	香料	市行政協力員の同居の母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
39	1/5	香料	市議会議長の妻葬儀香料	施主 親族	10,000	-
40	1/5	香料	市議会議長の妻葬儀供花代	施主 親族	15,000	-
41	1/8	香料	市派遣職員の別居の実父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
42	1/8	香料	市民生児童委員の妻の母(同居)葬儀香料	施主 親族	5,000	-
43	1/12	香料	市農業委員の同居の父葬儀香料	施主 親族	10,000	-
44	1/14	香料	市民生委員の同居の義父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
45	1/15	香料	市行政協力員の同居の義母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
46	1/24	香料	市農業委員の父葬儀香料	施主 親族	10,000	-
47	2/3	香料	市職員の同居の実母葬儀香料	施主 親族	10,000	-
48	2/4	香料	常総警察署署長の父葬儀香料	施主 親族	10,000	-
49	2/13	香料	取手地方広域下水道組合収入役の母葬儀香料	施主 親族	5,000	-

50	2/26	香料	市統計調査員の母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
51	3/6	香料	市職員の同居の祖母葬儀香料	施主 親族	5,000	-
52	3/11	香料	茨城県議会議員葬儀香料	施主 親族	10,000	-
53	3/10	香料	市行政協力員の同居の父葬儀香料	施主 親族	5,000	-
54	3/17	香料	市選挙管理委員の実父（別居）葬儀香料	施主 親族	5,000	-
55	3/18	香料	市職員の母（同居）葬儀香料	施主 親族	10,000	-
56	3/16	香料	市職員の妻の祖母（同居）葬儀香料	施主 親族	5,000	-
57	3/10	香料	茨城県議会議員葬儀に係る生花代	施主 親族	10,000	-
58	4/8	祝儀	サンシャインヴィラつくば倶楽部開設 式花代	今川企業福祉グループ 会長	10,000	有
59	4/16	祝儀	谷和原村商工会福岡支部視察研修祝儀	支部長	10,000	有
60	5/20	祝儀	市職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
61	6/24	祝儀	特養ホームいなの里新館竣工式祝儀	(社)青洲会 理事長	10,000	有
62	7/15 ~ 16	祝儀	伊奈消防団役員研修に係る祝儀	団長	10,000	有
63	7/16	祝儀	勸兵衛新田（元勸）自治会マツフェスティバル 祝儀	勸兵衛新田（元勸）自 治会長	5,000	有
64	7/29	祝儀	特養ホームいなの里納涼祭祝儀	施設長	5,000	有
65	8/5	祝儀	絹の台祭り祝儀	絹の台祭り実行委員長	5,000	有
66	8/6	祝儀	大和田地区公民館上棟式祝儀	大和田区長	5,000	有
67	8/15	祝儀	福岡納涼盆踊り大会祝儀	福岡盆踊り保存会会長	5,000	有
68	8/19	祝儀	市職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
69	9/9	祝儀	市職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
70	10/7	祝儀	市職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
71	10/8	祝儀	西ノ台まつり祝儀	自治会長	5,000	有
72	10/8	祝儀	田村地区まつり祝儀		5,000	-
73	10/8	祝儀	山王新田地区まつり祝儀	実行委員長	5,000	有
74	10/27	祝儀	区長会視察研修祝儀	会長	10,000	有

75	10/29	祝儀	市統計協会視察研修祝儀	会長	5,000	有
76	11/11	祝儀	伊奈高校創立 20 周年記念式典祝儀	実行委員長	10,000	有
77	11/15	祝儀	伊奈商工会・谷和原商工会合同調印式祝儀	谷和原商工会長 伊奈商工会長	10,000	有
78	12/16	祝儀	大和田地区集会所竣工式祝儀	大和田区長	5,000	-
79	1/10	祝儀	水海道たばこ販売協同組合新年会祝儀	理事長	5,000	有
80	1/17	祝儀	谷和原みつば部会新年会祝儀	部会長	5,000	有
81	1/21	祝儀	三師合同新年会祝儀	つくば医師会会長	10,000	有
82	1/22	祝儀	市高年クラブ連合会新年会祝儀	会長	5,000	有
83	2/1	祝儀	緑十字銀賞交通安全功労者受賞祝賀会祝儀	常総地区交通安全協会 会長	5,000	有
84	2/4	祝儀	伊奈将友会将棋大会祝儀	会長	10,000	-
85	2/11	祝儀	市議会議員ご子息結婚式祝儀	当事者	30,000	-
86	2/18	祝儀	市身体障害者福祉協議会新年会祝儀	会長	5,000	有
87	2/24	祝儀	P T A 連絡協議会表彰祝賀会及び発表 慰労会祝儀	会長	5,000	有
88	3/3	祝儀	市職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
89	3/4	祝儀	取手地方広域下水道組合職員結婚式祝儀	当事者	30,000	-
90	3/15	祝儀	年金者連盟つくばみらい支部伊奈分会 総会祝儀	会長	5,000	有
91	3/14	祝儀	平成 18 年度地域づくり総務大臣表彰式 祝儀（古瀬の自然と文化を守る会）	会長	10,000	有
92	4/18	会費	福岡堰土地改良区初代理事長 30 回記念 法要会費	理事長職務代理者	5,000	有
93	4/20	会費	日本会議茨城平成 18 年度会費	会長	6,000	有
94	4/25	会費	市農業委員会懇親会会費	会長	5,000	有
95	4/28	会費	取手市外 2 市火葬場組合議会懇親会会費	管理者	5,000	有
96	4/28	会費	市教育関係四者合同歓送迎会会費	市教育委員会委員長	6,000	有
97	5/18	会費	谷和原村商工会建設業部会総会懇親会 会費	会長	5,000	有
98	5/19	会費	常総広域管理者会懇親会会費	管理者	10,000	有

99	5/23	会費	谷和原村商工会定期総会懇親会会費	会長	10,000	有
100	6/2	会費	市伊奈消防団幹部会議懇親会会費	団長	5,000	-
101	6/8	会費	H18 度県市町村職員年金者連盟筑南支部総会会費	支部長	5,000	有
102	6/24	会費	伊奈町消防団友の会会費	会長代行	10,000	有
103	7/1	会費	交通安全協会谷原支部総会懇親会会費	支部長	5,000	有
104	7/2	会費	十和地区区長会総会懇親会会費	十和地区区長会長 榎木区長	5,000	-
105	7/5	会費	平成 18 年度茨城県人会連合会懇親会会費	会長	10,000	有
106	7/11	会費	市内特別養護老人ホーム合同懇親会会費	市内特別養護老人ホーム幹事	10,000	有
107	7/25	会費	T X 沿線首長会議会費	つくば市長	10,000	有
108	8/4	会費	平成 18 年度常総地区交通安全協会伊奈支部総会会費	支部長	5,000	有
109	8/5	会費	第 33 回伊奈の祭り反省会会費	実行委員長 伊奈商工会青年部部长	5,000	-
110	8/7	会費	県南政経懇話会会費(4月~9月分)	事務局長	66,000	有
111	8/10	会費	区長会役員懇親会会費	区長会長	5,000	-
112	8/18	会費	山口武平氏全国都道府県議会議長会会長就任祝賀会会費	発起人代表 茨城県知事	10,000	有
113	8/19	会費	大山謙吉氏春の叙勲(瑞宝単光章)受賞祝賀会会費	発起人 消防団長	10,000	有
114	8/29	会費	参議院議員岡田広氏「上善水の如し第三集」出版を祝う会会費	発起人 自民党県連会長	5,000	-
115	9/25	会費	大河ドラマ「功名が辻」撮影終了を祝う会会費	幹事団代表	5,000	有
116	9/28	会費	県南市町村長懇談会会費	呼びかけ人 土浦市長	10,000	有
117	10/2	会費	谷和原地区市民ゴルフ大会懇親会会費	実行委員長	10,000	有
118	10/14	会費	市消防団役員懇親会会費	団長	3,000	-
119	10/21	会費	第 57 回茨城県消防ポンプ操法大会筑波地区大会会費	実行委員長 つくば市消防団長	10,000	有
120	11/7	会費	TX 等守谷市・つくばみらい市議会連絡協議会総会会費	会長	5,000	有
121	11/17	会費	常総広域消防友の会総会会費	代表	5,000	有

122	11/25	会費	やわら教師の会総会会費	会長	5,000	有
123	12/7	会費	民生委員児童委員懇親会会費	会長	10,000	-
124	12/14	会費	石原朝雄氏瑞宝小綬章の受章祝賀会会費	県町村会常務理事	10,000	有
125	12/16	会費	丹羽雄哉自民党総務会長就任祝賀会会費	発起人	10,000	有
126	12/17	会費	消防団懇親会会費	団長	5,000	-
127	12/27	会費	T X 沿線 5 市長会会費	守谷市長	10,000	有
128	12/25	会費	県南市町村長懇親会会費	土浦市長	20,000	有
129	12/25	会費	農政懇談会会費	農業委員会会長	10,000	有
130	1/5	会費	常陽新聞社賀詞交歓会会費	代表取締役	10,000	有
131	1/7	会費	伊奈教師の会総会会費	会長	5,000	有
132	1/9	会費	千鳥会会費	千鳥会事務局	20,000	-
133	1/9	会費	取手市賀詞交歓会会費	取手市長	3,000	有
134	1/11	会費	明日の茨城づくりをめざす新春の集い 会費	実行委員会 発起人 県知事	10,000	有
135	1/12	会費	伊奈商工会新春賀詞交歓会会費 (@3000*1)	会長	3,000	有
136	1/12	会費	谷和原商工会新春賀詞交歓会会費 (@3000*2)	会長	6,000	有
137	1/13	会費	県南市長会・議長会合同行政懇談会会費	県南市長会会長 県南市議会議長会	10,000	有
138	1/26	会費	茨城県観光物産協会新春懇談会会費	会長	10,000	有
139	2/15	会費	県南政経懇話会会費(H18.10 ~ H19.3 月 分)	事務局長	66,000	有
140	2/11	会費	建国記念の日奉祝茨城県民大会会費	日本会議茨城会長	1,000	有
141	3/4	会費	伊奈國空塾創設 5 周年記念パーティ会費	師範	5,000	有
142	3/24	会費	福岡新旧区長会会費	会長	5,000	有
143	7/31	賛助金	茨城平和擁護県民会議賛助金	会長	5,000	有
144	8/7	賛助金	第 88 回全国高校野球選手権大会出場賛 助金 (常総学院)		50,000	有
145	1/17	賛助金	(社) 常総青年会議所賛助金	第 32 代理事長	10,000	有

146	3/19	饞別	JICAボランティア派遣(市内出身者)に係る 饞別	当事者	10,000	有
147	7/2	見舞金	市議会議員の病気見舞金	当事者	10,000	-
148	9/11	見舞金	市民生委員主任児童委員病気見舞	当事者	5,000	-
149	9/27	見舞金	市議会議員の入院見舞金	当事者	10,000	-
150	1/22	見舞金	市行政協力員病気見舞	当事者	5,000	-
151	2/5	見舞金	市行政協力員病気見舞	当事者	5,000	-
152	2/17	見舞金	市行政協力員病気見舞	当事者	5,000	-
153	6/16	その他	市長就任挨拶状印刷 @44*300+消費税	伊奈印刷(株)	13,860	有
154	7/20	その他	市行政に関して協力いただいた方への お礼(5名)	県議会議員	12,100	-
155	8/11	その他	核兵器禁止平和建設茨城県民会議援助金	議長	3,000	有
156	7/12	その他	消防団幹部会議に係る交際費	団長	15,840	有
157	7/12	その他	谷和原消防団懇親会に係る交際費	団長	5,700	有
158	8/26	その他	常陸太田市総合防災訓練に係る交際費		6,600	-
159	9/19	その他	市民ゴルフ伊奈地区大会賞品代	実行委員長	29,736	有
160	10/2	その他	市民ゴルフ谷原地区大会賞品代	実行委員長	29,544	有
161	11/8	その他	全日本同和会茨城県連合会献花代	会長	15,000	有
162	1/17	その他	(社)常総青年会議所 1月通常総会登録料	第32代理事長	4,000	有
合 計			162 件		1,574,380	

内 訳

区 分	件 数	金 額
香 料	57	429,000 円
祝 儀	34	395,000 円
会 費	51	500,000 円
賛助金	3	65,000 円
見舞金	6	40,000 円

賺 別	1	10,000 円
その他	10	135,380 円
支出計	162	1,574,380 円
予算額		2,000,000 円
不用額		425,620 円

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、下記の新たな証拠の提出と本件請求にかかる補足説明を受けた。

(1) 新たな証拠の提出

- (ア) 逗子市「交際費の廃止」資料
- (イ) 平成18年度高齢者と子供のふれあい事業収支決算報告書の写し
- (ウ) 平成18年度補助金交付団体からの総会等開催通知文の写し

(2) 陳述の実施

平成19年7月30日(月)午前9時～午前9時40分 つくばみらい市役所伊奈庁舎3階会議室

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

請求書、陳述及び添付された事実証拠から勘案して、平成18年6月25日から平成19年3月31日までの間に支出された市長交際費のうち、本件請求に係る支出が違法・不当にあたるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部秘書広聴課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

(1) 平成18年6月25日から平成19年3月31日までの間に支出した市長交際費は違法・不当なものではなく、本件請求には理由がない。

(2) 本件請求における平成18年4月1日から平成18年6月24日についての措置請求に

については市長交際費の支出行為から1年を経過しており、地方自治法第242条第2項但し書きに規定される「正当な理由」には当たらないので却下する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び関係人調査の結果、次の事項を確認した。

つくばみらい市市長交際費は総務部秘書広聴課が所管している。

市長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等は秘書広聴課において一括管理され、一件ごとに行事内容の確認、市長のスケジュール、過去における対応、出席する場合の会費の金額等を、確認した上で対応している。また、案内通知に会費が明記されていないものについては、1万円を限度に実費相当額として支出されている。

(平成18年6月25日から平成19年3月31日までの市長交際費執行状況内訳)

区 分	件 数	金 額
香 料	46 件	359,000 円
祝 儀	30 件	335,000 円
会 費	40 件	428,000 円
賛助金	3 件	65,000 円
見舞金	6 件	40,000 円
餞 別	1 件	10,000 円
その他	9 件	121,520 円
計	135 件	1,358,520 円

3 判断

(1) 交際費支出の原則について

交際費は、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、行政実例や裁判例などから、一般に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、また、これに要する経費を「交際費」として公金をもって充てることは認容されるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が示されている(平成元年9月5日最高裁判例)。

すなわち、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、個人的な交際に使

用することはできないこと，また主として対外的な活動に使われるものであって，内部的な活動に使用するものではないこと，社会通念上の儀礼の範囲を逸脱するような多額な経費や程度，範囲であってはならないこと，当該普通公共団体の利益のために使用される必要があり，これらの事項が交際費の支出に当たって妥当かどうか指針になるといえる。

支出金額については，外部折衝費であり，普通公共団体の事務及び事業に直接関係があるか否かの別があるものである。よって，交際費に係る本請求の判断に当たっては，個々の事例ごとに，目的，内容，会場，人数，出席者の社会的地位，立場を検討し，社会通念上の妥当性を勘案する必要がある。

(2) 「慶弔費を市長交際費に充当することの実情と違法性」についての判断

職員の結婚式，市議会議員の結婚式については，㈱ぎょうせい発行「六訂 地方公共団体歳入歳出科目解説」(月刊「地方財務」編集局 編)には，「交際費とは，一般的に対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が，その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費と解されている(昭28.7.1行実)。この場合の外部とは地方公共団体以外のものということになるが，市長が職員に対して慶弔等の場合に見舞等をするのは，外部とみるのか内部とみるのか必ずしも明確ではない。このような慶弔等の見舞等は，私的な社会関係であることから，職員個人は外部とみることができる。したがって，こういったものに対する見舞金等は交際費から支出することができる」と記されている。このことからしても，市長から職員に対する結婚式祝儀及び市議会議員子息に対する結婚式祝儀は，対外的折衝等を行う過程における経費であり，その支出金額も社会通念上儀礼の範囲に留まっていることから，直ちに違法とはいえない。

また，公職選挙法第199条の2は，「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職ある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)は当該選挙区内にある者に対し，いかなる名義をもってするを問わず，寄附をしてはならない」と規定し，個人が同じ選挙区内にある者に対しての寄附を禁止したものである。本請求の対象としている市長交際費で支出した祝儀等は，市を代表して市長という機関の名で支出されており，個人が支出した寄附には当たらないため，同条項の寄附には該当せず，同法に抵触しないものである。

以下，類型化できるものはまとめた上で判断することとした。

イ 香料

香料支出については，市行政の円滑化と社会福祉の増進などを目的に活動している本人及び親族に対する敬意を払う意味で，市を代表する公人としての市長が相当の弔意を表した社会儀礼上の行為で，個人的・私的なものではなく，社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した支出ではない。

ロ 祝儀

祝儀については，市を代表する公人としての市長が，円滑な市政執行を期するために行う交際に必要な経費であり，適正な範囲内で支出されている。商工会の研修祝儀についてであるが，市政に欠かせない団体であり，市政との関連性・公共性の観点を踏まえ，

その商工会が開催した視察研修に対し、社会通念上相当な儀礼の範囲内で祝儀を支出したものであり、なんら問題がない。

祭り等の祝儀については、市民が融和と親睦を深めるコミュニティ活動の一環として実施しているもので、市として相応の儀礼を尽くすことが、対外的涉外・接遇であり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものではない。

(3) 「飲食を伴う懇親会への市長交際費の充当の実情と違法性」についての判断

市長の会費・食事代については、市の代表者である市長という公人に対して、団体より案内があった懇親会等に公務として出席（代理出席を含む）をし、会費等を支出したものである。これは、市を代表する市長が市政の円滑な運営を図るため、各種団体等との交際上必要な経費であり、各会合は、それぞれ県、市、市内の各種業界や団体に係るもので、特定の事業者とのものではない。いずれもつくばみらい市の市長職として案内を受けて参加したものであり、市長個人の政治的目的があったものではなく、また、本請求に記されているような「私的な祝意」ではないと判断できる。

普通公共団体の長が、外部団体等に儀礼的な挨拶をし、最新の情報を報告し、市政への理解を求め、意見を汲み取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的涉外・接遇であり、その過程において、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇を行うことは、当該普通公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきものである。社会通念上の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断するべきであり、本請求中の懇親会は、いずれも市政についての理解を求める機会としてとらえ、各種行政分野に関する情報、意見交換や意見疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費とはいえない。

また会費の額については、招待状等に会費が記載されている場合は、その金額とし、無いものについては、1万円を限度に実費相当額として支出しているため、交際費での支出は支障がないと解される。

128番「県南市町村長懇親会」については、懇親会に先立ち筑波大学教授の講演を実施し、その後、当該懇親会へ参加をした県南各自治体の首長との間で市政に関する意見交換や情報交換、意思疎通を図ることは、対外的涉外、接遇であり、懇親会の目的、出席者、接遇の内容等を総合的に判断した場合、社会通念上儀礼の範囲に留まる程度の接遇を行うことは当該普通公共団体も社会的実態を有するものとして活動をしている以上、許容されると解する。

140番「建国記念の日茨城県民大会」については、主催は日本会議茨城で、後援として茨城県、水戸市となっている。主たる目的は、拓殖大学客員教授（元国立市教育長）による「教育基本法改正と日本の未来」と題する講演の拝聴であり、実施会場が茨城県神社庁であったものだが、出席の目的が宗教的意義を持ち、その効果はその宗教に対する援助、助長、促進となるような類のものではなく、また、私的な政治目的もなく、かつ社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

75番、82番等市役所内部に事務局を有する団体については、その団体の主たる構成員が市長の指揮監督下の職員でなく外部の者であり、またその団体が市と協力支援関

係にあり又は密接な関係にあることから、交際費の支出は許容されるものと解される。

(4) 賛助金、見舞金等への市長交際費の充当の実情と違法性」についての判断

イ 賛助金

賛助金については、第88回全国高等学校野球選手権大会に茨城県代表として出場した常総学院高等学校野球部に対して、激励する意味合いで支出したものである。大会は、その歴史と伝統から全国的に注目度、関心度が高く、そのため学校における部活動の一環と言うに止まらず、地区予選から多くの市民が関心を寄せるものであり、市内各地域からも当該校に在学している生徒もおり、社会通念上の儀礼の範囲内でのものと解する。参考までに、近隣市においても同金額の支出状況である。

ロ 見舞金、その他

見舞金については、市を代表する公人としての市長が円滑な市政執行を期するために行う交際に必要な経費であり、それぞれ市行政の円滑化と社会福祉の精神に基づく活動をしている個人に対するお見舞いで、いずれもつくばみらい市の代表としてお見舞いをしたものであり、社会儀礼上の行為で、私的な政治目的のものではなく、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

市民ゴルフ伊奈地区大会、市民ゴルフ谷和原地区大会については、合併後、初めて開催されるつくばみらい市民を対象にしたゴルフ大会であり、市民の融和と懇親を深めるコミュニティ活動の一環として実施し、その大会参加者の優勝者等に敬意を表する意味で、記念品を作成したものであり、市を代表する公人としての市長が個人的・私的なものではなく、また、私的な支持を広める目的のものでもなく、社会通念上相当な儀礼な範囲を逸脱した支出ではない。

「上善水の如し第三集」出版を祝う会については、県選出国會議員である参議院議員が著作されたものであり、市を代表する公人としての市長に対しての招待があり、市長はそれを受けて出席し、会費を支出したものである。当該議員においては、国の重要課題のひとつである教育再生、医療分野においてのがん対策の推進等、今後の地方行政にも深く関わる問題の意見交換が期待できること、県選出の国会議員より招待を受けた場合、市政との関わりから、市長として相応の儀礼を尽くすことが、対外的渉外・接遇であり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したのではなく、私的な政治的目的によるものでもない。

第4 意見

本件監査請求を通して次のような意見を申し添える。

公費支出の自粛を求める社会的風潮や国民的関心は、以前にも増して高まってきているところであり、現下の厳しい社会情勢においては、市長交際費の支出も極めて厳格な執行が求められるべきである。

よって、次のような措置を講じるよう提言する。

- 1 慶弔に係る経費については、市として必要最低限の範囲に止めるため、慶弔、病氣見舞い及び各種大会、式典等に対する祝金の見直しを行い、新規の「交際費支出基準」を策定されたい。

- 2 飲食を伴う会費等の支出は、その性質上多種多様な用途にわたることから、誤解を招くような執行については、十分慎重に対処されたい。
- 3 市長交際費の用途明細をホームページで公開されたい。